

三重県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム参加規程

1 目的・趣旨

複数校合同チーム編成による大会参加を承認するのは、単一校では出場最低人数に足りず、チーム編成ができないとき、「複数校合同チーム編成登録申請書」に基づき、該当校の学校長の判断により合同チームを編成し、大会参加ができるようにすることを目的とする。

なお、本規程は少子化に伴う少人数の運動部に大会参加の機会を与えようとする趣旨のものであり、競技力向上を第一の目的とする合同チームには適用されない。

2 合同チーム編成条件

(1) それぞれの学校において、学校教育計画に基づいて活動している。

また、合同練習が計画的に実施されている。

(2) 合同チームの各校は、三重県中学校体育連盟に加盟している。

(3) 合同チームは、地区中体連が定める範囲（郡市町）内で編成し、各地区中体連が趣旨にてらし、適正な合同と認めた場合に限り参加を認める。

(4) 出場最低人数とは以下の人数とし、この人数を下回った場合のみ合同チームを編成することができる。個人種目のない以下の6競技に限る。

バレーボール（6）、バスケットボール（5）、サッカー（11）

ソフトボール（9）、軟式野球（9）、ハンドボール（7）

(5) 参加申込み手続きは、該当校の校長が承認のうえ、代表校長が行う。

(6) 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員とする。但し、監督は代表の1名とする。

(7) 単独で出場最低人数に足りない中学校チームAは、他の中学校チームBが出場最低人数を満たしていても、ABで合同チームを編成することができる。

また、中学校Bチームは単独でも出場することができる。ただし、Bの一部の生徒のみと合同（レンタル）したABの合同チームは東海中学校総合体育大会には出場できない。

(8) チーム名は校名連記とする。

(9) 大会参加時のユニホームは、チームとして統一したものとする。校名連記の表示は義務つけない。 *各競技規則に準ずるものとする。

(10) 合同チームとして認められた後の選手（生徒）・監督・コーチの変更は認めない。

(11) 合同チーム編成による大会参加の登録申請・承認については、別に定める。

附 則

本規程は、平成28年2月23日これを改訂し、平成28年度三重県中学校総合体育大会より実施する。

合同チーム編成の登録申請・承認について

- 1 合同チームを希望する学校は、それぞれの学校長の合意により次のとおりに申請手続きを行う。
 - (1) 申請希望校は、所属する地区中学校体育連盟（以下：地区中体連）事務局へ合同編成の希望を連絡し、「複数校合同チーム編成登録申請書（様式 1）」（以下：申請書）の配付と説明を受ける。
 - (2) 申請希望校にて申請書を作成し、それぞれの学校長の確認（職印）を受け、所属する地区中体連会長へ提出する。
 - (3) 申請の締切は、原則として各地区大会の開催 1 か月前までとし、各地区中体連が定めた期日とする。

- 2 申請を受けた各地区中体連は、次のとおり申請内容の審査を専門部（地区→県）に協議依頼し、適正な合同と判断した場合は、県中体連承認後、申請校長へ「合同チーム編成承認書（様式 2）」を発行し、大会参加を承認する。
 - (1) 申請を受けた各地区中体連は、地区中体連専門部に対して、申請内容の「審査」を依頼する。また、県中学校体育連盟（以下：県中体連）事務局に、申請書の写しを添えて報告する。
 - (2) 審査依頼を受けた地区中体連専門部は、申請内容を県専門部とともに検討し適正な合同チーム編成か否かを協議する。（競技団体との連携）
同時に合同チーム参加に伴う地区大会の運営について協議を行う。

- 3 合同チーム編成・大会参加に関する報告と集約
 - (1) 合同チーム編成による大会参加を承認した各地区中体連事務局は、「承認書」の写しを県中体連事務局へ提出し内容の報告を行う。
 - (2) 県中体連事務局は、各地区から合同チームによる大会参加について、内容を確認し、集約した後、各競技の県中体連競技専門部に連絡する。

- 4 合同チーム大会参加資格の抹消
 - (1) 各地区中体連から大会参加の承認を受けた合同チームであっても、次のような場合には、その資格を失うこともある。
 - ①本制度の趣旨・目的にそった合同チームでないことが明らかになった場合。
 - ②「合同チーム編成規程」ならびに「登録申請・承認規程」に違反した場合。